



鳥取県公報

平成14年11月19日(火)
第7436号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (571) (健康対策課)	1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (572) (")	1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (573) (県民活動推進課)	2
	土地改良区の役員の退任 (574) (耕地課)	2
	保安林の指定予定 (575) (森林保全課)	2
	保安林の指定の解除予定 (576) (")	3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (115)	3

告 示

鳥取県告示第571号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
新田内科クリニック	倉吉市生田360 - 1	平成14年11月1日
あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目3 - 6	"
有限会社むらかみ薬局久米店	米子市久米町270	平成14年11月5日

鳥取県告示第572号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞退年月日
新田内科クリニック	倉吉市生田360 - 1	平成14年10月31日

鳥取県告示第573号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年12月28日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成14年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人れしーぶ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

小河 和泉

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡郡家町大字宮谷240 - 24

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の福祉サービスを必要とする方を対象にして、町村の枠を超えた児童福祉、障害者福祉、老人福祉など社会福祉に関する研究や事業を行うことにより、利用者のニーズに合せた福祉サービスを創造し、提供することで地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 大 黒 泰 平 東伯郡赤碕町大字赤碕554 - 1

平成14年10月16日退任

鳥取県告示第575号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字北方字山ノ奥山875

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第576号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字岩田奥1854の99、1854の100、1854の102

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字ハゲラ1667の2、1668、1669の3から1669の11まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示115号

平成14年第17回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成14年11月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成14年11月22日（金） 午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成14年度青年リーダー研修会の開催について
 - (2) その他